

▷ contents.

第72回 羽幌町民芸術祭 ②

新規採用職員にインタビュー ④

カスタマーハラスメント防止等の取組について ⑥



第72回

羽幌町民芸術祭

芸術の秋、子どもからお年寄りまで、みなさんの作品を一堂に展示し、日頃の活動の成果を発表いたします。ぜひ中央公民館にお越しください。

展示部門



10月23日(金)～10月27日(火)
9時00分～21時00分 (27日は17時00分まで)

- ・写真展
- ・絵画展
- ・書道展
- ・俳句展
- ・短歌展
- ・川柳展
- ・陶芸展
- ・華道展
- ・手工芸展
- ・木彫展 など

古本リサイクル市



10月23日(金)～10月27日(火)
9時00分～22時00分

舞台部門



11月3日(火・祝)
開演時間未定(午後を予定しています)

♪ 出演予定団体 ♪

- ・羽幌町民吹奏楽団
- ・はぼろコールスマイル
- ・LUSH Dance School
- ・羽幌オロロン太鼓の会
- ・羽幌民謡千鳥会
- ・羽幌吟友会
- ・Smug face
- ・うぐいす会
- ・もみじ会
- ・葉月会

絵本読み聞かせ



10月25日(日)
① 11時30分～12時00分
② 14時00分～14時30分

あざらしおはなし会

町有財産を売払います

購入を希望される方は、あらかじめ売払条件をご確認のうえ、お申込みください。

1 売払う土地の情報

番号	区分	所在地番	地目	公簿面積	価 格	特記事項
①	土地	浜町1丁目8番1	雑種地	270㎡（約81.67坪）	13,000円	境界標2点あり
	土地	浜町1丁目8番4	宅地	628.55㎡（約190.13坪）	1,481,000円	
	土地	浜町1丁目8番5	宅地	598.19㎡（約180.95坪）	1,411,000円	
	合計				2,905,000円	



2 申込みの条件

個人でも法人でも申込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みできません。

- (1) 羽幌町民でない方または羽幌町内に事業所がない法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 町税および使用料等（上下水道使用料含む）に滞納がある方

3 売払いの条件

- (1) 売払いから5年間は、他の方への所有権移転はできません
- (2) 境界標復元に係る費用は、買受者の負担とします

4 用途の制限

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の適用を受ける者または連合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること
- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える用途に利用すること

5 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください。

※郵送可、メール提出は不可

申込用紙は財務課に用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申込みは、原則として売払う土地3筆をまとめて行うものとしませんが、1筆または2筆のみの申込みも可能です。

6 申込期限

11月13日（金）17時30分

※ 期限を過ぎた場合の申込みは無効

※ 期限を過ぎても希望者がいない場合は、随時申込みを受付けます

7 売払いの方法

- (1) 2人以上の申込みがあった場合は、3筆まとめて申し込まれた方を優先して買受予定者を決定し、優先順位が同一の場合は、抽選により決定します

【抽選会】 日時 11月24日（火）17時00分

場所 羽幌町役場

※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

- (2) 買受予定者決定後、売買契約を締結します
- (3) 売買契約締結後、購入代金を納めていただき、土地及び建物の所有権を移転します

☎お問合せ 財務課管財係 ☎ 68-7001(係直通)

① 乳幼児健診、がん検診の案内文書の発行や検診に係る統計調査、当日の準備などを担当しています。

③ 島がある環境に興味を持ったことと、職場見学に来た際に、職場の雰囲気が良いと感じたことがきっかけです。

⑤ サンセットビーチからの景色と、海鮮がおいしいところが好きです。

② できることも増えてきましたが、まだ慣れないことや分からないことも多く、保健師としてまだまだ勉強が必要だと日々感じています。

④ 明るい雰囲気で、とても話しやすい環境だと感じています。



健康支援課保健係
保健師 山田 晴菜(はるな)さん

⑥ 健康の面で町民の皆さんの力になれるよう、日々経験を重ね、信頼される職員を目指します。

この方も忘れないで！ 北海道庁からの派遣職員 長谷川さんに インタビュー！



地域振興課政策推進係
長谷川 仲悟 さん

☆質問内容☆

- ①主な担当業務
- ②羽幌町に半年間住んでみてどう？
- ③羽幌町の好きなおところ
- ④この半年間、特に印象に残った出来事

① 地域おこし協力隊の担当として、隊員の活動サポートや募集・採用に係る調整業務を行っています。そのほか、様々な交付金など、各課からの要望を取りまとめる業務なども担当しています。

② 日本海側に住むのは初めてでしたが、夕日がとてもきれいで、毎日この景色を見られるのはとても贅沢だなと感じています。また、海産物をはじめ食べ物がおいしく、星もきれいで、町がコンパクトなので暮らしやすいところも魅力だと思います。少し車を走らせれば、オロロンラインの絶景を楽しみながらドライブもできるので、すごくいい町だなと感じています。

③ やっぱ食べ物おいしいところです！海産物はもちろんですが、いろいろなお店でおいしいものを楽しめるのが嬉しいと感じます。

④ プライベートで特に印象に残っているのは、「羽幌神社例大祭」です。これほど地域が一体となって開催するお祭りを初めて見たので、とても印象に残っています。お神輿や獅子舞の迫力もすごく、地域の皆さんが大切にしているお祭りなんだということを感じ、感動しました。

仕事で特に印象に残っているのは「はぼろパラフェスティバル」にスタッフとして参加したことです。道庁にいた際も、地域政策課に所属しており、地域を知るという意味でも、各地のお祭りやイベントに参加する機会が多くありました。ただ、今回は初めて「参加する側」ではなく「運営する側」として、前日・当日の準備のお手伝いをさせていただきました。実際に準備に携わってみると、たくさんの方が関わり、物品や人の調整など、イベントを開催するまでには本当に多くの準備や苦労があることが見て取れ、実感しました。こうした楽しいイベントを毎年当たり前のように開催してくださっている皆さんには、本当に感謝しています。



地域振興課政策推進係
(兼広報広報係)
江幡 侑奈(ゆきな)さん

③ 仕事を探していた際に、羽幌町役場で社会人経験者を対象とした職員募集があることを知り、応募したことがきっかけです。

⑤ 空気がきれいで、自然を身近に感じられるところです。

⑥ 町民の皆さんに、分かりやすく丁寧に接することができる職員になりたいです。

① 北海道日本ハムファイターズ「北海道応援大使プロジェクト2026」に関連する事業の運営や、移住・定住のイベントへの出展、各種補助金の受付などを担当しています。

② 少しずつ仕事を覚え、できることも増えてきたことで、落ち着いて仕事に取り組めるようになってきました。

④ 皆さんがそれぞれの仕事に責任を持って取り組まれている、学ばせていただくことが多いと感じます。



福祉課子ども係
平山 華音(かのん)さん

① 認定こども園・幼稚園との連携や、各種子ども関連の手続き・申請などを担当しています。

③ 専門学校に在学中は、まだ自分がどこに就職したいのか決まっていなかったのですが、入学してすぐの面接対策の授業の中で、まず地元である羽幌町について考えたときに、若者が感じる魅力を発信したい、私も羽幌町に戻る一人として若者のUターン化を増やしたいと思ったことがきっかけです。



④ 皆さんそれぞれの業務に取り組まれている忙しい中質問することにもためらってしまうこともありますが、やり方などを聞いた際には丁寧に教えていただけるので、安心して業務に取り組める環境だと感じています。

⑥ まずは一つひとつの仕事を丁寧に覚えて、任された仕事に責任を持って取り組める職員になりたいです。これから経験を積んでいく中で、周りの状況を見ながら行動できるようになりたいと思っています。また、仕事の知識や経験を身につけるだけでなく、職員の方や住民の方から気軽に声をかけてもらえるような、親しみのある職員になりたいです。

カメラ 今月のTopic

最近キニナルあれこれをご紹介

今年の4月に採用された3名に、今の心境や職場の雰囲気などを聞かせてもらいました！

新規採用職員にインタビュー！

☆質問内容☆

- ①主な担当業務
- ②入庁から約半年経過した今の心境
- ③羽幌町役場に就職したきっかけ
- ④職場の雰囲気は？
- ⑤羽幌町の好きなおところ
- ⑥これからどんな職員になりたい？

エビバデ！

「羽幌ウィークin札幌・羽幌とつながる日」 開催した様子をご紹介します！

観光や移住ではなく、地域と継続的かつ多様な形で関わる「関係人口」の創出を目的として、昨年初開催の本イベント。2回目の開催となった今回は、町や商工会、産業団体などで構成する実行委員会が主催し、9月17日から20日までの4日間、ホテルポールスター札幌で開催しました。期間中は多くの来場者で賑わい、大盛況のうちに終了しました！

物産展

- ★甘えびや海産物の加工品、お菓子などの特産品がズラリ！
- ★17日限定で販売された「活甘えび」は開始1時間ほどで完売に！



たくさんのお客さんが長蛇の列を作っていました！



ランチbuffe

1階レストランのランチbuffeで提供された「甘えびの刺し身」と、貴重な「サフォーク肉」。



グルメなタベ

- ★重原商店による「おつまみbuffeコーナー」



2階の宴会場を会場に、森町長や村田議長、町内事業者の代表者を含め46名が参加。羽幌にゆかりのある皆さんが集まり、甘えびやホタテ、いくら、サフォーク肉など、羽幌産の食材をふんだんに使った料理を味わいながら、交流を深めました！また、新しく制作したPR動画や、生産者たちへのインタビューの様子を紹介するなど、「今の羽幌」を感じてもらえる機会となりました。

カスタマーハラスメント防止等の取組について

近年、過剰な要求や社会通念上許容される範囲を超える言動（いわゆるカスタマーハラスメント）によって、職場環境が害され、行政サービスに支障が生じるケースが懸念されています。町では、職員を守り、行政サービスを適正に提供するため、カスタマーハラスメントに対し毅然とした態度で臨むとともに、組織として本格的に対応します。

【カスタマーハラスメントとは】

町民の皆さんからのご指摘やご要望は、町政をより良くするための大切なご意見ですが、右記のような言動は、職員の人格を否定し、職場環境を悪化させる場合があります。

【対応方法】

カスタマーハラスメントと判断した場合には、警告や対応の中止等の措置を講じます。万が一、職員への迷惑行為などがあった場合は、警察や弁護士などの関係機関と連携し、厳正に対処します。また、カスタマーハラスメントの検証や証拠の保全のため、会話の録音等をさせていただく場合があります。

★カスタハラ^{きそん}の例★

- 過度な要求、不必要または過剰な回数の面会や電話などの要求
- 身体的な攻撃（暴行、傷害など）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要など）
- 継続的な（繰り返される）言動、執拗な（しつこい）言動
- 拘束的な言動（長時間にわたって居座る、自宅等へ呼び出して帰らせない、長電話など）
- 差別的、性的な言動（性別などに対する人権侵害的な発言、わいせつな発言など）
- 妥当性を欠く謝罪の要求 など

大腸がん検診で早期発見・治療を目指す

文＝山田 晴菜（保健師）

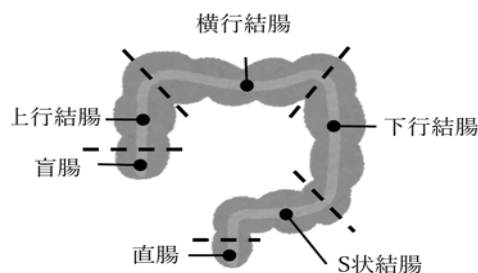
日本における大腸がんの死亡者数は、がんの中では肺がんに次いで2番目に多い、ということを知っていますか？

令和6年には約8万4千人が大腸がんで亡くなっています。また、罹患者は40歳代から増加傾向にあり、今後もさらに増加することが予測されます。大腸がんが増加している理由の一つとして、食の欧米化により、肉や脂質を多くとり、食物繊維の多い穀類や野菜、海藻などをとる量が少なくなったことが考えられています。また、肥満や喫煙、過度の飲酒、運動不足なども大腸がんのリスクを上昇させます。

町でも、毎年検診を通じて、早期発見につなげています。この機会にぜひ検診を受けてみませんか？

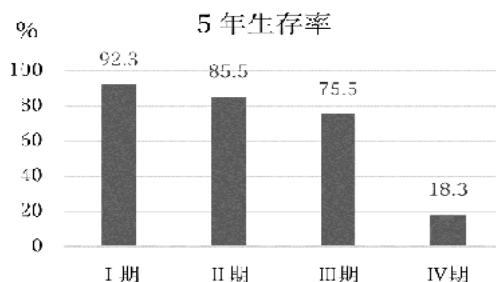
？そもそも大腸がんって？

大腸の粘膜にできるがんのことです。大腸は、肛門に近い部分の直腸とそれ以外の部分の結腸に分けられ、それぞれ直腸がん、結腸がんと呼ばれます。日本人は、S状結腸と直腸にがんがしやすいと言われています。がんが進行すると、血便や腹痛、便秘、下痢、体重減少などの症状が現れます。



！早期発見・治療で治る可能性が高い！

大腸がんはⅠ期からⅣ期までの段階で表され、数字が大きくなるほど、がんが進行していることを示します。中でもⅠ期の5年生存率は92.3%と高く、見つかる時期が早いほど治療の効果も高くなります。ただし、初期の段階では自覚症状がほとんどないため、定期的に検査を受けて、早期に発見し治療することが大切です。



町が実施している「大腸がん検診」を受診しましょう！

検診日時 令和9年1月16日(土)～17日(日)
両日ともに6時30分～11時00分

対 象 町内在住の40歳以上の方

検査方法 便潜血反応検査

料 金 1,000円

申込方法 電話（☎ 62-6020）または下記の
QRコードからお申込みください



締 切 令和8年12月10日(木)

★道立羽幌病院でも個別検診を受診できます★

期 間: 令和9年3月31日まで

料 金: 無料

申 込: 病院に直接お申込みください(☎ 62-6060)

対象年齢 40歳 昭和60年4月2日～昭和61年4月1日

45歳 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日

50歳 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日

55歳 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日

60歳 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日

65歳 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日

※上記年齢の方は、町が実施する検診の料金も無料です

※がんの早期発見・治療のために年1回の受診を
お勧めします。

📞お問合せ

すこやか健康センター内 健康支援課保健係 ☎ 62-6020



◇◇◇ あたらしい本 ◇◇◇

一般書

永遠の記憶 東野 圭吾 著
アクリル 井上 荒野 著
スナックふたり 川上 弘美 著
飛燕 あさの あつこ 著
水上都市の冒険 島田 荘司 著

児童書

成長する有機体 歌代 朔 作
大好きだっていえるまで ヘザー・スミス 作、代田 亜香子 訳
パンダたいそうなーんだ? いりやま さとし 作
あめをみる よしだ るみ 作
すごいぞカラス クリス・バターワース 作、
オリヴィア・ロメネク・ギル 絵、松原 始 訳

◇◇◇ 今月のおすすめ図書 ◇◇◇

王国

湊 かなえ 著

生まれ故郷の海を愛する母と、国際協力事業
団で海を守る仕事に就く父を見て育った浜崎
朔也。海洋学部で学び旅行代理店を経て、満を
持してウェルネス・ツーリズムの会社「海の王国」
を興すが...『anan』連載を単行本化。



ライオンのおぼけキャンプ

さかとく み雪 作



おとまりキャンプに出かけることになった
ライオン。でも、きもだめしをすると聞いて...。
ライオンは「強い」？ キツネは「いじわる」？
見た目と中身の違いを乗り越えることはで
きるのか。「ライオンのくのにネズミ」の続編。

図書室カレンダー

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

○印は「図書室がお休み」の日です
☆印は「あざらしおはなし会」の日です



日時 11月14日(土) 14時00分
場所 中央公民館2階ロビー(図書室横)

えほんをよんだり
おんがくをやるよ！
あそびにきてね！



外で遊ぶの大好き、元気系
女子です！

玉川 ^{みお}瑞桜ちゃん(1歳)





地域おこし協力隊が行く

Vol.15

今月の担当:内田 一誠隊員、行方 和之隊員

Instagram
更新中です!



内田隊員

地域スポーツクラブ活動アドバイザーによる「部活動の地域展開」相談会を開催

8月24日、総合体育館にて「地域スポーツクラブ活動アドバイザーによる地域展開に関する相談会」が開催されました。

「部活動の地域展開」とは、中学校において、これまで教員が中心となって担ってきた部活動の運営を、地域のスポーツクラブや文化団体、外部指導者などと連携しながら、地域全体で子どもたちの活動を支えていく取り組みです。現在、全国の自治体でその取り組みが進められています。

相談会では、地域スポーツクラブ活動アドバイザーの馬場雅美氏を講師に迎え、地域スポーツクラブ活動の事務局運営方法や国の補助制度の活用、複数の市町村が連携して取組む広域連携の事例などについて、説明が行われました。また、町において今後どのように地域展開を進めていくべきかについて、相談会形式で意見交換を行いました。

質疑応答では、藤岡教育長をはじめ、オブザーバーとして参加した苫前町、初山別村の関係者からも活発な質問や意見が出され、今後の地域展開について考える大変有意義な機会となりました。

私自身も地域展開に関わる中で、子どもたちがスポーツや文化活動を通じて地域とつながり、成長できる環境をつくるのが大切だと感じています。地域の皆さんと一緒に、羽幌町ならではの活動の形を考えていきたいと思います。



行方隊員

広がる、つながる、新しいまちの拠点へ!



来春にオープン予定のゲストハウスの準備の一環として、宿の新しい可能性や活用方法について考えるワークショップを7月に開催しました。当日は、北海道教育大学岩見沢校の学生や先生方をはじめ、札幌で地域活性化に取り組むまちづくり企業、羽幌高校の生徒、地域の皆さんに参加いただき、世代や立場を越えてさまざまな意見をいただきました。

ワークショップでは、「アート・文化・デザイン」の視点や、若者ならではの柔軟な発想を生かし、「こんな場所があったらうれしい」「こんな使い方をしてみたい」といった声が寄せられました。具体的には、「泊まりに行ったら地域のひとと気軽に話

せるような空間」や「オープンキッチンを活用した料理ワークショップ」といった提案から、羽幌の自然や文化などの地域資源を生かした宿の楽しみ方、空間づくりにまで話が広がりました。

「旅と暮らしの、新しいゆくえ。」をテーマに、このゲストハウスは単に泊まるだけではなく、旅人と地域の人が出会い、交流し、新しい学びやつながりが生まれる拠点を目指しています。

今回いただいたアイデアをこれからの宿づくりに生かしながら、オープンに向けて準備を進めていきます。これからどんな出会いや活動が生まれるのか、ぜひ楽しみにしてください。



まちの出来事

from.
photoclip

9月 | SEPTEMBER



1 国際交流事業として、韓国素明女子高等学校訪問団が来町し、森町長を表敬訪問しました。韓国の生徒が一人ずつ日本語で挨拶をし、滞在中の楽しみなことや抱負を述べました。(9/1)

2 地域貢献事業として、町道南7条通の枝払い作業を実施いただいた塩見・山高経常建設共同企業体様へ、森町長から感謝状を贈呈しました。この度はご支援いただき誠にありがとうございました。(9/7)

3 子育て支援センターでうさこちゃん遊びの広場「お月見制作」が実施され、5組の親子が参加しました。お母さんと一緒に、お月様やお団子などの形をしたシールを上手に貼り付けていました。(9/15)

4 旭川市立大学、札幌市立大学の学生や教員が来町し、羽幌高校も交えたアントレワークキャンプが開催されました。大学生の客観的視点から地域課題をとらえ、地域で活躍する人たちとの交流を通して町の魅力を再発見することを目的に、商工会や地元企業の方々と意見を交わしながら、課題解決に向けたワークショップが行われました。

(9/12 - 13)

5 北海道日本ハムファイターズ「北海道応援大使プロジェクト2026」の応援観戦ツアー第2弾が開催され、抽選で選ばれた町民38名が参加しました。試合前には柴田獅子(れお)選手との記念撮影を行い、なかなか体験できない最高の思い出となりました。試合では、タオルなどのグッズを手に入れた大きな声援を送り、見事チームは勝利。大盛り上がりのツアーとなりました。(9/21)

まちの出来事は町ホームページの「フォトクリップ」コーナーや町公式Instagramでもご紹介しています。

町ホームページ
フォトクリップ



町公式
Instagram



information 情報プラザ

ご自宅で年金記録が探せます

「ねんきんネット」の持ち主不明記録検索機能から、過去のご自身(またはご家族)の年金記録を見つけることで年金が増える可能性があります。

【持ち主不明記録とは】

国が管理している年金記録のうち、基礎年金番号への統合が行われておらず、現在持ち主がわからなくなっている未統合記録のこと。

【下記に該当する方はぜひ確認を】

- ◇転職が多い方
- ◇姓(苗字)が変わったことがある方
- ◇名前の読み方がいくつかある方

【注意事項】

- ◇「ねんきんネット」を利用するにはマイナポータルとの連携が必要です。
- ◇検索方法や一致する記録がある場合は年金事務所にお問い合わせください。

お問合せ

日本年金機構留萌年金事務所お客様相談室
☎ 0164-43-7211 (自動音声案内1番→2番)

みんなチェック! 最低賃金

道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生など働くすべての人)およびその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額	時間額 1,131円
効力発生日	令和8年10月1日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。なお、鉄鋼業で働く方には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。詳しくは北海道労働局ホームページをご覧ください。



北海道労働局ホームページ

お問合せ 厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室
☎ 011-709-2311 (内線3533)

気温も一段と低くなり、そろそろストーブなどの暖房器具の準備が必要になる季節ですね。今月は「全道秋の火災予防運動」が実施されます。火災による事故などから身を守るため、火の取り扱いなどあらためて確認し安全に使用しましょう。

おしらせ

テンへの対策について

昨年、町内全域でテンが住宅に侵入し、ごみを漁る等の被害が出ました。特に冬の時期、エゾクロテンによる被害が多く、各ご家庭において対策が必要です。

北海道には2種類のテンが生息していますが、エゾクロテンについては、準絶滅危惧種に指定されているため捕獲や駆除ができません。雪が降る前に、家や物置に侵入しないよう隙間をなくし、家の周りにテンが嫌がる臭いを放つ忌避剤を撒くなど、各ご家庭で対応をお願いします。



お問合せ

町民課環境衛生係 ☎ 68-7003 (課直通)

中央公民館の休館日が変更になります

町民芸術祭実施に伴い、休館日が次のとおり変更になります。来館の際にはご注意ください。

変更前：10月25日(日)

変更後：11月1日(日)

お問合せ

社会教育課社会教育係(中央公民館内) ☎ 62-1178

イベント・行事



令和9年羽幌町二十歳の集い



日時 令和9年1月10日(日) 13時00分 ～
会場 中央公民館大ホール
対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

案内状の請求

- ①羽幌町に住民登録がある方
→12月上旬に案内状を送付します。
請求する必要はありません。
- ②羽幌町に住民登録がない方
→11月20日(金)までに右のQRコードから
案内状の送付先を登録してください。



お問合せ

社会教育課社会教育係(中央公民館内) ☎ 62-1178

川上正己写真展「名勝日本(九州・四国)」

町内在住の川上正己さんが個展を開催します。
15回目となる今回は、川上さんが撮影した九州・四国の写真89点と、7月25日に開催された羽幌花火大会の写真3点を展示します。ぜひご覧ください。

期間 11月2日(月)～11月22日(日)
会場 中央公民館1階ロビー
後援 羽幌町文化協会、写真集団はぼろ



お問合せ 川上 正己 ☎ 62-1861

9月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から9月における各件数などのお知らせです。

交通事故情報

区分	当月	(1月からの累計)
発生件数	0件	(0件)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(0人)

消防情報

区分	当月	(1月からの累計)
救急出動件数	38件	(324件)
搬送人員	36人	(310人)
火災件数	0件	(3件)
損害額	0円	(2,528千円)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(0人)

個別的労使紛争あっせん制度のご案内

解雇や賃金未払、ハラスメントなどの労働問題で悩んでいませんか？北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話を伺い、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。費用は無料で、迅速な解決を目指します。
詳しくはご相談、お問合せください。



受付・お問合せ

北海道労働委員会事務局調整課 ☎ 011-204-5667

申請受付中

道民生活応援ポイント給付事業

お知らせ

道民の皆様へ

申請はお済みでしょうか？

対象となる世帯主の皆様は申請に必要な「案内はがき」をお送りしています。(6月下旬)

はがきが届いていない方や紛失された方は、お早めにお問い合わせください。
「案内はがき」の再発行には時間がかかります。

【利用者専用コールセンター】0120-842-076 (無休9～17時)
※おかけ間違いにご注意ください。

給付対象

令和8年5月1日時点の道内の全世帯主

給付内容

アプリ申請：どうみんポイント5,500円相当
郵送申請：JCBギフトカード5,000円相当

申請期限

令和8年11月16日(月)

事業者の方へ

ポイント取扱店舗への登録は、令和8年10月31日(土)まで受け付けています。
【事業者専用コールセンター】0120-651-745 (無休9～17時)

即日ポイント給付
・ポイント取扱店舗約10,000店舗
・民間ポイントへ交換可能
・道からの得な情報発信

ギフトカードお届けまで約3週間

全道秋の火災予防運動(10月15日～31日)

統一防火標語 「火の確認 いい日を支える いい習慣」

夏も終わり、少しずつ寒くなってきました。秋から冬にかけては暖房器具を使用する機会が増えるため、火災が発生しやすい季節といえます。火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるため、全道一斉に秋の火災予防運動を実施します。火災原因の多くは私たちのちょっとした油断や不注意から発生しているのはご存知でしょうか？火を出さない環境づくりとともに「火の用心」の気持ちを忘れず、尊い生命と大切な財産を守りましょう。

▶住宅火災 いのちを守る10のポイント！

4つの習慣

- ①寝たばこは絶対しない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグを抜く

6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確認し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

▶住宅用火災警報器の点検・お手入れを忘れずに！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、10年以上が経過しました。有事の際、住宅用火災警報器が正常に作動するように、日頃から点検と手入れをしておきましょう。
電池交換(交換できない場合は、本体を新しい警報器に取り換える)や定期的な作動確認(点検ボタンを押す、または紐を引く)を行いましょう。

▶各町内会防火部長様へ

火災予防期間中には「火の用心」旗の掲揚とともに、より一層の地域内の火災予防等にご協力をお願いします。
なお、「火の用心」旗の交換が必要な場合は、消防署予防課までお越しください。

お問合せ

北留萌消防組合消防署予防課 ☎ 62-1246

国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和8年中(1月1日～12月31日)に納めた保険料の全額です。

対象者には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から10月下旬
		郵送	令和8年10月下旬から11月上旬
②	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に保険料を納付した方	電子送付	令和9年1月下旬
		郵送	令和9年2月上旬

ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除を受けることができます。

お問合せ

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)

※「050」から始まる番号からおかけの際は☎ 03-6630-2525 (東京)



日本年金機構
ホームページ



控除証明書相談チャット
(24時間対応)

北海道立羽幌病院からののお知らせ【令和8年11月分外来診療体制】

総合診療医

総合診療医による診療			月		火		水		木		金		診療日
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
内科	担当医	要	●		●		●		●		●		毎日
	当番医	不要	●		●		●		●		●		毎日
整形外科	担当医	要	●		●		●		●		●		毎日(処置・注射のない方)
内科・外科・ 整形外科	当番医	不要				●				●			毎週火・木曜日
＊ 急なケガなどの緊急の場合は上記診療日以外でもご相談ください													

専門外来

専門診療（出張医師等）			月		火		水		木		金		診療日
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
消化器内科	喜田医師	要							●				12日・26日
呼吸器内科	重原医師	要											当面の間、休診となります。 現在予約のある方は常勤医が代診します。
循環器内科	高橋医師	要					●						25日
総合診療科	木村医師	推奨							●				26日
整形外科	穴口医師	推奨						●					4日・11日・18日・25日
									●				5日・12日・19日・26日
	覺田医師	推奨	●										9日
	八島医師	推奨	●								●		6日・13日・20日・27日・30日
	引野医師	推奨	●										2日
小児科	渡部医師	要				●							10日・24日
	藤井医師	不要									●		13日・20日・27日
	高橋医師	不要									●		6日
眼科	井上医師	不要	●	●									2日・16日・30日
眼科	旭川医大医師	要			●								毎週火曜日
婦人科	金野医師	推奨			●	●							毎週火曜日
耳鼻咽喉科	札幌医大医師	要					●						奇数週水曜日
泌尿器科	札幌医大医師	推奨							●				毎週木曜日
皮膚科	札幌医大医師	不要									●		毎週金曜日

＊ 受付時間

午前：8時00分～11時00分（泌尿器科のみ10時30分まで）
午後：13時30分～15時00分

＊ 人間ドック・健診等

検査内容等に応じて曜日が異なります。
ご希望の方はお気軽に病院までお問い合わせください。
電話受付時間：13時00分～17時00分

病院の診療に関する最新の情報は、病院ホームページや公式SNSで案内しています。ぜひフォローをお願いします。



LINE



Instagram



Facebook



病院ホームページ

お問合せ 北海道立羽幌病院 ☎ 62-6060

11月の行政相談

行政に関することでわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日 時 11月11日(水) 13時00分～15時00分

会 場 役場1階 記者室

お問合せ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003（課直通）

健康



11月の保健・子育てカレンダー

日程	事業	受付・実施時間	会場
5日(木)	乳幼児健診＊	12時30分～	健康センター
10日(火) 17日(火) 24日(火)	市街地区 インフルエンザ＊ 予防接種	13時00分～	北海道立 羽幌病院
11日(水) 25日(水)	小児予防接種＊	13時50分～	北海道立 羽幌病院
毎週 火・金	うさこちゃん 遊びの広場★	9時30分～	健康センター
毎週水	すくすく★	9時30分～	健康センター
毎週木	あいあいサークル★	9時30分～	健康センター

お問合せ すこやか健康センター内

★子育て支援センター ☎ 62-1656

＊健康支援課保健係 ☎ 62-6020

「ごどうさ」開放中です！
（13時00分 ～ 16時00分）

子育て支援センター（すこやか健康センター内）には保育士が常駐しており、小学校入学前のお子さんと保護者を対象とした遊び場を開放しています。育児相談等も随時行っていますので、ぜひご利用ください。

＜お知らせ＞

「ごどうさに行きたいけど、小学生の兄弟がいるから行けない！」という方、乳幼児の弟妹が利用している場合は、一緒に小学生も入室可能です。
※ただし、保護者の同伴が必要です。

相談



11月の年金相談

年金加入状況の確認、納付書や基礎年金番号通知書再交付申請手続きなど年金に係る相談を受け付けています。
相談には予約が必要です

希望される方は、相談日の一週間前までにご予約ください。（定員になり次第、締め切る場合があります）

日 時 11月19日(木) 10時00分～16時00分
※ 12時00分～13時00分を除く

会 場 中央公民館

予約・お問合せ

日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211
自動音声案内（① → ②）

生活・法律・仕事相談会のご案内

自立相談支援事業所「るもい生活あんしんセンター」では、生活や仕事等でお困りの方を対象に相談会を行っています。詳しくは下記の予約・お問合せ先までご連絡ください。

日 時 11月10日(火)・11月18日(水)
13時30分～15時20分（1 枠50分）

場 所 羽幌町勤労青少年ホーム 相談室

料 金 無料

※ **要事前予約**【相談日の前日 15時00分まで】

※ 留萌管内に住民登録のある方であれば、羽幌町以外の会場でもご相談できますのでお問合せください

予約・お問合せ

自立相談支援事業所「るもい生活あんしんセンター」
☎ 0164-56-1616

こころの健康相談のご案内

留萌保健所では、毎月定例的に精神相談・思春期相談等を開設しています。11月の健康相談は下記のとおりです。相談料は無料です。秘密は厳守します。

内 容 精神相談

日 時 11月12日(木)13時30分～15時30分

※ **要事前予約**
※ 申込み順のため、希望日に予約できない場合があります

場 所 留萌保健所(留萌市)

担 当 みなぎこころクリニック
精神保健指定医 亀山 梨絵 氏

予約・お問合せ

留萌保健所健康推進課健康支援係 ☎ 0164-42-8327

人のうごき

令和8年9月届出分を掲載（希望者のみ）

おたんじょう

種村 凜雨^{りゅう}ちゃん（武蔵・美涼） 天売
行町 柚乃^{ゆの}ちゃん（圭太・真唯） 幸町

ごけっこん

菊池 勇慶^{ゆうけい}さん 菊池 亜理沙^{ありさ}さん 天売

おくやみ

長内 貞子 ^{さだこ} さん	66歳	北4の4
佐々木 キヌ子 ^{きんこ} さん	88歳	南2の6
河野 泰治 ^{たいぢ} さん	97歳	栄町
稲吉 マサ子 ^{まさこ} さん	96歳	栄町
重原 重雄 ^{しげお} さん	96歳	南1の3
舟見 ミツ子 ^{みつこ} さん	98歳	栄町
千田 サキ ^{さき} さん	93歳	幸町
村上 ツマ ^{つま} さん	102歳	栄町
和田 チエ ^{ちえ} さん	96歳	栄町
亀口 忠弘 ^{ただひろ} さん	90歳	北1の1
有野 勝雄 ^{かつお} さん	97歳	幸町
長谷川 進 ^{しん} さん	68歳	幸町
北川 聡美 ^{さとし} さん	51歳	南1の6
日角 敬彦 ^{けいひこ} さん	71歳	栄町
佐藤 一枝 ^{いち} さん	101歳	栄町

人口と世帯数（9月末）

人 口	5,620 人	（－ 22）
男	2,747 人	（－ 10）
女	2,873 人	（－ 12）
世帯数	3,229 世帯	（－ 10）

（ ）は前月比

お詫び

9月号の「おたんじょう」欄にて、
榊原 綴（つづる）^{つづる}くんのお名前のふりがな
表記がありませんでした。
お詫びいたします。



まちの法律

ひまわり便り



「いつもの道、何キロで走っていますか？」 ～生活道路の法定速度が時速30キロになりました～

車での移動が欠かせない地域では、毎日通る道を何キロで走っているか、あまり意識しないかもしれません。令和8年9月1日から、道路交通法施行令の改正により、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロから30キロに引き下げられました。

法定速度とは、標識などで最高速度が指定されていない道路に適用される、法令で定められた最高速度です。これまで一般道路を走る自動車の法定速度は原則として時速60キロでしたが、今回、道路の種類によって区別されることになりました。なお、原動機付自転車の法定速度は、以前から時速30キロです。

時速30キロとなるのは、中央線や車両通行帯がなく、中央分離帯などで上りと下りが分けられてもいない一般道路です。政府広報によれば、対象となり得るのは主に道幅5.5メートル未満の道路で、全国の国道、都道府県道、市町村道のおよそ7割を占めるとされています。もっとも、対象になるかどうかは、道幅そのものではなく、中央線などがあるかどうかで決まります。

一方、中央線や車両通行帯がある道路、中央分離帯などで往復の方向が分けられている道路、自動車専用道路などは、これまでどおり時速60キロです。また、標識や道路標示で最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。逆に言えば、最高速度を指定する標識等がない道路でも、中央線などがなければ時速30キロが上限になるということです。

見直しの背景には、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に高まることが明らかになっているという事情があります。注意したいのは、これまでの感覚で時速60キロで走ると、30キロの速度超過になる点です。一般道路での30キロ以上の速度超過は、反則金を納めれば済む反則行為には当たらず、刑事手続の対象となります。法定刑は6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金です（道路交通法第118条第1項第1号）。違反点数は6点、他の累積点数や前歴がなければ原則30日の免許停止となります。

これから雪の季節を迎えると、路面の表示が見えにくくなり、道幅も狭くなります。法定速度はあくまで上限であり、道路や天候の状況に応じた安全な速度で走ることが大切です。ご自宅の周りや通勤、通学、買い物で使う道に中央線があるかどうか、一度確かめてみてください。毎日通る道こそ、改めて速度を見直し、歩行者や自転車に配慮した運転を心掛けましょう。

留萌ひまわり基金法律事務所 弁護士 海北 健太
☎ 0164-42-3341

